

東大和市立図書館協議会 平成29年度第5回会議録

会議名 平成29年度第5回 東大和市立図書館協議会
開催日時 平成30年2月15日(木) 午後3時～4時25分
開催場所 東大和市立中央図書館 2階 視聴覚室
出席者 (委員) 溝江委員、上田委員、六馬委員、村松委員、荒川委員、
仙田委員、奥平委員、佐々木委員
(欠席者) 菅野委員、井上委員
(事務局) 當摩(中央図書館長)、宮田(管理係長)
柳原(事業係長)、永井(桜が丘図書館長)
浴(清原図書館長)

会議の公開・非公開 公開 傍聴者数 9人

会議次第 1. 開会
2. 議題
(1) 平成30年度予算(案)について
(2) 東大和市子ども読書活動推進計画について
ア 平成28年度実施状況報告書について
イ 第二次東大和市子ども読書活動推進計画(案)について
(3) 地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて(答申)
(4) その他
3. 閉会

配布資料 ・次第
・平成30年度中央図書館予算(案)
・東大和市子ども読書活動推進計画[平成25年度～平成29年度]
平成28年度実施状況報告書
・第二次東大和市子ども読書活動推進計画(案)[平成30年度～
平成34年度]
・地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて(答申)(案)

会議結果及び主要発言

1. 開会

2. 平成30年度中央図書館予算(案)

会 長： それでは、ただいまから、「平成29年度第5回東大和市立図書館協議会」を開催いたします。それでは、議題(1)「平成30年度予算(案)について」説明をお願いいたします。

事務局： はい。皆さん、こんにちは。年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。着席のままで失礼いたします。そ

れでは、平成30年度の予算（案）につきまして、ご説明させていただきます。本日、2月15日にプレス発表がございまして、一応、公表ということにはなりますが、まだ確定ということではございませんので、（案）ということでご了解いただきたいと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。資料につきましては、本日配付させていただいておりますが、資料1「平成30年度予算（案）」となります。はじめに、一般会計の予算案の概要につきまして、口頭で申し訳ございませんが、説明させていただきます。まず、予算編成の基本方針でございますが、全般的事項といたしまして、4点掲げられております。1点目は、「開かれた市政の実現のため、施策の形成や課題の対応に当たっては、情報公開と説明責任の徹底を図り、市民の理解と信頼を得ること。」2点目は、「持続可能な市政の実現のため、新規施策の実施に当たっては、社会情勢等を見通す中、その効果等を検討し、「東大和市実施計画」における主要事業など取り組むべき課題に集中すること。」3点目、「『東大和市行政改革大綱』に基づき、全職員が歳入の確保に取り組むとともに、行政評価制度を活用して、効果的かつ効率的な事務事業の実施に努めること」としております。以上の3点につきましては、昨年と内容的にはほとんど変わらないものになります。今年度は、4点目といたしまして、「『東大和市公共施設等総合管理計画』に基づき、中長期的な視点による老朽化対応や、維持・更新に係る財政負担の平準化など、公共施設等の最適化の実現に向けて取り組むこと」、こちらを新たに基本方針ということで加えさせていただいております。また、平成29年度の優先施策でございますが、市長の施策は、平成30年度につきましても、5本の柱がございまして、1番目といたしましては、「日本一子育てしやすいまちづくりに係る施策。」2番目は、「『住みよい、活気のあるまちづくり』に係る施策。」3番目は、「『環境にやさしいまちづくり』に係る施策。」4番目は、「『福祉の行き渡ったまちづくり』に係る施策。」最後の5番目ですが、「『地域力・教育力の向上』に係る施策」ということです。この5本の柱は、平成29年度の柱と変わってはございませんが、図書館に係る深い5番目の柱、地域力・教育力の向上の柱につきましては、中身が若干変わってきており、4点ほどございまして、「確かな学力の育成のための教育環境の充実」、2点目が、「教育に関する相談・支援体制の充実」、3点目が、「地域との連携・協働による学校運営の推進」、最後4点目が、「学校施設の環境改善」ということになっております。

それでは、中央図書館事業についてであります。係の事業内容に

つきましては、のちほど、担当の係長・館長からご説明いたしますが、全体の概要といたしまして、まず、図書資料費についてご報告いたしますが、緊縮予算が求められている中、前年並みの予算を確保することができております。それから、備品の購入についてであります。日常的に図書資料を運ぶブックトラックというものがございまして、これを1台、それから、DAISY 図書再生機器、こちらを、現在1台ありますが、もう1台、買い替えということで、認められております。また、のちほど、議題にもさせていただきますが、平成29年度中に、「第二次東大和市子ども読書活動推進計画」を策定いたしますので、平成30年度からは計画内容を実施していくということになります。簡単ですが、概要につきましては以上とさせていただきます。あとは各担当の係長・館長から、事業の詳細を説明させていただきます。

会 長： はい、管理係長。

事務局： それでは、中央図書館管理費についてご説明いたします。資料1の3ページをお開きください。「平成30年度事業費別主な事業一覧（内訳）」の中央図書館管理費です。平成29年度と比較して増減の大きい内容につきまして説明をいたします。図書館協議会委員報酬につきましては、平成29年度は、諮問をさせていただいたことから、開催回数を5回とさせていただいておりましたが、平成30年度は、これまでどおり3回とさせていただいたことによる減となります。次に4節（共済費）社会保険料及び7節（賃金）臨時職員賃金につきましては、単価改正等による増額です。次に、管理関連維持費についてです。11節①（消耗品費）につきましては、平成30年度は、平成29年度に購入していた消火器の購入がなくなったことなどの理由により、減額になったものです。12節①（通信運搬費）電話料・通信サービス費につきましては、電話料は平成28年度実績、及び平成29年度の執行状況から、減額したものです。12節⑤（筆耕翻訳料）会議録作成費につきましては、図書館協議会の開催回数の減に伴い、減額したものです。14節（使用料及び賃借料）につきましては、自動体外式除細動器賃貸借の契約が、平成29年度に終了し、平成30年度から新規の賃貸借契約になることから増額になったものです。中央図書館管理費の説明につきましては以上となります。

会 長： 事業係長、どうぞ。

事務局： お手元の資料の4ページをお開きください。中央図書館事業費についてになります。大きく変わったところだけを説明いたします。上から2つ目、対面朗読等謝礼の欄で、手話通訳者謝礼というところが減

額になっておりますが、こちらは来年度から、障害福祉課のほうで一括で計上することになり、図書館では計上しないことになりました。次に、事業関連維持費ですが、67万の減となっておりますが、大きいところでは、移動図書館車、みずうみ号の車検が今年度でしたので、来年度は12月点検となり、その分減額となっております。備品購入費のほうで、ブックリターンポスト及びマイクロフィルムキャビネット、DAISY 図書複写機を今年度購入いたしました。それらを来年度は購入しないため、その分減額となっております。最後に、図書資料費ですが、4千円減額となっておりますが、これは雑誌等購入費の中に、加除式の官報、国の官報の金額が入っておりまして、毎年、金額が変わるので、見積りをとったところ、その分の減額があったということで、資料費全体としては、先ほど館長のほうから説明がありましたが、昨年度並みの資料費を確保しているということでございます。

なお、冒頭に説明すべきでしたが、昨年度は、図書資料ではない備品購入費についても、図書資料費の中に入れて記載しておりましたが、図書資料費という項目にはそぐわないということで、事業関連維持費のほうに移動しておりますので、平成30年度は、図書資料費のところは、資料費だけのものとなっております。以上です。

会 長： 桜が丘図書館長、どうぞ。

事務局： はい。桜が丘図書館でございます。5ページをお開きください。

桜が丘図書館の平成30年度の事業費別主な事業ということで、説明させていただきます。桜が丘図書館の30年度の予算は、トータルで736万3千円ということで、平成29年度から比べて1万7千と、若干の増額となっております。こちらの主な理由としましては、下の表にありますとおり、7節の臨時職員賃金、こちらが、先ほど管理係からも説明がありましたが、臨時職員の1時間当たりの時間単価が増額になっている関係で、4万6千円の増額ということで計上をさせていただいております。次に、図書資料費につきましては、平成29年度と同額ということで計上させていただいております。簡単ではございますが、桜が丘図書館の予算についての説明を終わらせていただきます。

会 長： はい、清原図書館長、どうぞ。

事務局： はい。続きまして、資料の6ページをお開きください。清原図書館の事業費についてご説明をいたします。大きく変動があったところは、事業関連維持費の事務用消耗品の減が大きくなっております。こちらは昨年度まで、書庫の棚板を購入して、書庫になるべく多くの本を収

納できるようにしておいたのですけれども、そろそろ入れられるスペースも限界がきておりますので、そちらの減額等がございまして、トータルといたしまして、平成29年度より9万1千円の減にさせていただきました。なお、中央図書館長から説明がありましたとおり、図書資料費につきましては、例年どおりの金額を確保することができました。以上でございます。

会 長： ありがとうございます。以上で説明が終わりました。ご質問をお受けします。ご質問の際は、ページなどお示しのうえをお願いしたいと思います。何かございましたら、どうぞお出してください。ございませんでしょうか。資料費も、昨年並みの確保をしていただけたということで、良かったと思います。それでは、ないようですので、議題（1）「平成30年度予算（案）について」の説明は、以上とさせていただきます。

3. 東大和市子ども読書活動推進計画について

ア 平成28年度実施状況報告書について

会 長： 続きまして、議題（2）「東大和市子ども読書活動推進計画についてア平成28年度実施状況報告書について」を事務局から説明をお願いいたします。

事務局： それでは、議題（2）「東大和市子ども読書活動推進計画について」のアです。「平成28年度実施状況報告書について」説明させていただきます。こちらは当日配付となり申しわけございませんでした。毎年、子ども読書活動推進計画に関連する各機関において実施されてきました取組みを調査し、報告書にまとめて公表するというものです。公表することによりまして、子ども読書活動推進計画の実効性を担保してきております。平成28年度の実施状況につきましては、お手元の資料の1ページをお開きいただきたいと思います。こちらに、達成度ということで、平成27年度との比較で掲載をさせていただいております。こちらを見ていきますと、「検討」というものが4項目減っておりまして、「実施」「充実」「継続」といった項目が増えてきておりますので、少しずつではありますが、計画に進捗が見られたと考えております。具体的な内容といたしましては、子ども家庭支援センターへの図書館資料の団体貸し出しを始めたことと、東大和高校や小中学校の図書委員の方が、クラスで作成したおすすめの本やポップといったものを図書館で展示させていただいたというような活動がございまして、それから、第二次子ども読書活動推進計画を作成するというので、平成28年度から検討を始めておりましたので、そちらに関することな

どが挙げられると考えております。個々の施設の状況につきましては、報告書に取組状況ということで細かく記載されておりますので、こちらをご覧いただきたいと思っております。議題（２）のアに係る資料につきましては以上になります。

会 長： ありがとうございます。以上で説明が終わりました。ご質問などございましたら、お受けいたしますので、どうぞお出してください。

4. 東大和市子ども読書活動推進計画について

イ 第二次東大和市子ども読書活動推進計画（案）について

会 長： それでは、ないようですので、議題（２）「東大和市子ども読書活動推進計画について、イ第二次東大和市子ども読書活動推進計画（案）について」事務局から説明をお願いいたします。中央図書館長、どうぞ。

事務局： はい。それでは、議題の（２）のイの「第二次東大和市子ども読書活動推進計画（案）について」をご説明いたします。本計画の素案に対するパブリックコメントを昨年の１１月から１２月にかけて実施いたしまして、その結果、お二人の方から５項目のご意見をいただき、そのご意見に対する市の考え方ということで、２月２日に公表をいたしまして、委員の皆さまにもお知らせをしております。パブリックコメントの結果を受けまして、この計画の素案に反映させていただいたことにつきまして、ご説明してまいります。まず、計画の位置付けの中で、社会教育関係の計画にとらわれずに、「東大和市学校教育振興基本計画」等の、子どもの読書に係る計画についても触れる必要があるのではないかというご意見をいただいております。こちらのご意見に対しましては、学校教育振興基本計画等につきましても、本計画の位置付けの中に組み込むということで回答させていただいており、本日の資料３になります。こちらの１ページ目になりますが、２のところ「計画の位置付け」とありまして、この中に、「東大和市学校教育振興基本計画等との整合を図りながら」という文言を盛り込ませていただいております。次に、現状の報告について、可能な限り実数値等を明示することで、計画がより具体的になるのではないかというご意見をいただいております。第２章、７ページ、８ページに、保育園・幼稚園等の施設の数を１４施設中１１施設などの数字で表記させていただいておりますが、素案の中では、「ほとんどの」ですとか「多くの」といったような表現になっておりまして、この辺の表記を、実際の施設の数に置き換えさせていただいております。この、数値に置き換えたことによりまして、数値の出典等を記載する必要もありました関係

で、内容は変わってはいないのですけれども、文章の構成等の修正をさせていただいております。また、全体の見直しの中で、このほか、誤植等も多少ございましたので、そちらのほうについても併せて修正をさせていただいております。このほかのご意見ということで、障がい者サービスに関することですか、読書活動を支える人材の確保に関することや職員体制の充実に関することにつきましても、ご意見をいただいておりますが、こちらにつきましては、計画に盛り込むことはできませんでしたので、実際の運用の中で、考慮させていただきたいと考えております。議題の（２）のイに係る説明につきましては、以上となります。よろしく願いいたします。

会 長： ありがとうございます。以上で、説明が終わりました。かなりボリュームのあることですが、何かご意見、ご質問などございましたら、お受けします。お出してください。

委 員： よろしいですか。ブックスタートで保健センターに協力している、お手伝いをしているのですけれども、来られたお母さん方が、2人目、3人目のお子様の時に、前にもうもらっていますというお話をされる方が、やはりいるのですね。同じような本が何年かで繰り返されておりますので、その辺のところ、前にも、どうにかありませんかというお話をしたと思うのですけれども、検討してもらえるとありがたいです。と言うのは、お母さんたちが残念に思われるので。例えば、2冊ではなくて1冊にさせていただいて、1冊の金額というのは本によって違いますけれども、ご自分でその中で選ぶ。選ぶことによって、少し金額が違っていても、それは自分の選択であるというような方法でもいいのかなとお手伝いしながら感じていることもありますので、もし検討ができるのであればお願いいたします。

今は、2冊目ですというお母さんには、「では、一人に一冊ずつということで、お名前を書いてあげてください」というような感じで、お話はしていますけれども。以上です。

会 長： 中央図書館長、どうぞ。

事務局： はい、ただいまのご意見についてであります。本の選定は保健センターから依頼を受けまして、図書館のほうで選んでおりますが、ご兄弟に同じ本がということも確かにありますので、その辺はできるだけ配慮して、本の内容を変えるような検討をさせていただいております。しかし、限られた種類の中ということもあり、場合によっては同じものが回ってしまうということもあるかと思っております。その点につきましては、あらためて注意していきたいと思っております。それから、

現在、2冊をブックスタートパックに入れているのですが、こちらもNPO法人の方の補助の関係で、若干金額を安く買えているのですが、ご本人が本を選べるようにすることも、今回いただきましたご意見を参考に検討していきたいと思えます。以上です。

会 長： ほかにはなにかご意見、ご質問などございませんか。では、ないようですので、議題（2）「東大和市子ども読書活動推進計画について」の説明は以上とさせていただきます。

5. 地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて（答申）（案）

会 長： 引き続きまして、議題（3）「地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて（答申）」を議題といたします。では、事前にお配りしてあるかと思えますけれども、「地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて（答申）（案）」をご覧ください。平成28年度第2回図書館協議会にて、地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについての諮問を受けて、これまで私たち図書館協議会では、慎重に、そして真摯に審議してまいりました。ここに答申案がまとまりましたので、ご報告させていただきます。本日の図書館協議会で、資料を含めた答申案についての最終確認をしていただき、ご了承がいただければ、捺印、その他所要の手続きをしたうえで、正式に中央図書館長へお渡ししたいと思います。

答申内容の確認に入りたいと思えますけれども、その前に本日でないと記入できない場所がありまして、1か所、記入をお願いしたいところがございます。答申案の資料編の最後のほうですけれども、43ページをご覧ください。資料13審議経過のうち、（1）定例会の7回目、本日のところですが、出席委員は8人ですので、ここに8人とご記入をお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、諮問内容に対する、主文について読み上げさせていただきます。本来でしたら全部お読みしたいところですが、時間の都合もありますので、主文を読み上げさせていただきます。答申案の5ページのところをお開きください。

「4 地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて【主文】」

（1）現体制を維持しながら見直しを

本市図書館は、開館以来40年余の歴史の積み重ねである豊富な蔵書と、職員の方々が長年培ってきたノウハウを基盤に、現在の図書館サービスが提供されています。また、本諮問に合わせて平成28年12月に図書館で行われたアンケートからは、そのサービスが利用者である市民の安心と信頼を得ていることが十分読み取れます。

経費及び人員増が望めない厳しい現状の中ではありますが、今後も現体制（ここでの現体制とは“東大和市が直接責任を持って運営（直営）する経営形態”を指します）を維持しながら、清原図書館の開館日の増、全館の祝日開館、地区図書館の夜間開館などに優先順位を付けて、実現可能な範囲で改めて見直しを行い、適切な図書館サービスの提供に努める必要があります。

具体的な開館日及び開館時間等については、図書館の総合的な判断に委ねます。

（２） 開館日・開館時間のことだけでなく、図書館サービス全体で見直しを

開館日や開館時間等は重要な問題ですが、その拡大のみを目的として部分的に見直しをするのではなく、運営方針や事業計画に基づきサービス全体で考え、その質と量のバランスを図りながら見直すことが必要です。

また、図書館資料を求める市民への資料提供は、図書館の基本的な機能であることから、可能な限り利用しやすい曜日や時間帯とする工夫が必要です。

（３） 中央図書館と地区図書館の連携と役割分担を

開館日及び開館時間等について改めて見直すためには、新たな視点と発想をもち、柔軟な考え方で取り組むことが必要です。例えば、本市は市域がさほど広くないため、三つの図書館が密接に連携しながら一体的な図書館運営をし、休館日その他について役割分担をすることで、効果的な職員配置ができるのではないかと考えます。

（４） 地区図書館の地域性に考慮を

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省告示第172号）（資料8）によれば「市町村立図書館は利用者及び住民の利用を促進するため開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。（後略）」となっています。

桜が丘図書館は駅の近くにあることから、通勤・通学する人にとって利便性があり、駅前の高層住宅群には子育て中の若い世代も数多く住んでおり、平日の昼間に限らず生活時間が多様なため、この点を考慮する必要があります。

また、清原図書館の周辺には小学校や幼稚園、保育園などがあるため団体での利用や、日中に利用したいという高齢世帯も多く見受けられる地域です。

このように、地区図書館の設置されている地域の特性を把握し、実情に見合う開館日及び開館時間になるよう配慮が望まれます。」

以上となります。この度の答申に付帯意見を付けておりますが、諮問が出される基となった指定管理者制度の導入に関する内容です。こちらでも繰り返し議論がされたところでもありますので、全文を読み上げ、確認をしたいところですが、まとめたところのみを読み上げさせていただきます。なぜそう申し上げたいのかというところが（１）から、８ページの（５）のところまでに示してあります。最後、８ページの下から２行目のところですが、「本図書館協議会としては、図書館への指定管理者制度の導入については、性急な判断をされることなく十分な検討を行い、慎重で適切な対応を望みます。」と、みなさんの考えがまとまりました。国内の様子も、いろいろ導入したところの様子が届いていますので、それらのことも、検討させていただきました。それでは最後のところの「おわりに」、こちらでも協議会として、この度の諮問に対する、こうあってほしいという願いもまとめてある部分ですので、主文に引き続き、そこまで協議会として、図書館のほうにお答えするという考えでおります。

それでは資料も含め、全体で何かご意見がありましたらお願いいたします。これまで委員の皆様には、夜間、ご都合のつく範囲でおいでいただいたり、文書のやりとりをしながらここまで来たのですけれども、それでもまだ何か、これはということがありましたら、今日は最後に審議する場所ですので、お出しただければと思います。

では、ご意見がないようですので、この答申案を答申として決定させていただきます。よろしいですか。では決定ということで、表紙にあります「(案)」という文字をお取りください。引き続きまして、資料４となっておりますけれども、お渡しする時の鑑の文について、内容の確認をお願いいたしますので、ご覧ください。協議会としての願いを込めた表現があると思うのですけれども、この文について、何かご意見などございますか。

では、鑑の文の表題の（答申）のあとにあります「(案)」という字をお取りください。皆様のご了解がないと、お出しする訳にはいきませんので。はい、ありがとうございます。では、この文を添えて、ぜひ答申内容を尊重していただけることを願いながら、中央図書館長に答申をしたいと思っております。

事務局： この度は、平成２８年８月１０日に市長部局のほうから依頼を受けてまして、平成２８年１０月２５日に図書館協議会へ諮問をさせていた

できました。約1年半にわたり長い時間をいただきまして、この図書館協議会のほかにも、任意の会を開催していただきいろいろとご議論いただいたということで、本当にありがとうございました。図書館といたしましても、いただきました内容をよく検討させていただき、東大和市の図書館として、歩む方向として誤りのないような方向に進めていきたいと考えております。また、いろいろとご意見等をお聞きしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

会 長： ありがとうございました。それでは、議題（3）「地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて（答申）」は以上とさせていただきます。

6. その他

会 長： それでは議題（4）「その他」について、事務局から何かありますか。

事務局： はい、それでは報告事項になりますけれども、この2月6日から8日の3日間にかけて、東京都多摩地域公立図書館大会を開催いたしました。今年度は東大和市が事務局をしていたこともありますので、概要について簡単にご報告させていただきます。初日は、基調講演ということで、元福生市立中央図書館長、島弘氏に、「まちの図書館、舞台裏の仕事をお話しします」という演題で、ご講演いただきました。内容といたしましては、図書館の舞台裏ということで、表に出ている部分はカウンター業務とか、そういったところが主なのですが、舞台裏にもいろいろな仕事があるということをお話しいただいております。また、事業の中での苦労話についてもご講演をいただきました。それから第2分科会、三多摩地域資料研究会、こちらにつきましては、多摩地域の共同レファレンスとレファレンス共同データベースということで、各自治体がレファレンスで難問を解決していくのに苦労しているという実情があり、解決策の一つとして、レファレンス協会の活用についてのご案内をいただいております。それから2日目です。第3分科会、こちらは児童サービス研究会ということで、埼玉県立春日部女子高等学校の主任司書の木下通子先生に「読みたい心に火をつける」というご著書と、木下先生のお勧めの本の数々を紹介しながら、できるだけ積極的に、児童生徒に働き掛けていくことの大切さについてご講演いただきました。それから第4分科会ですが、障害者サービス研究会ということで、こちらは「認知症にやさしい図書館」という演題で、筑波大学教授の呑海沙織先生にお話をいただきました。図書館の中でも認知症を患われている方のご利用というのはや

はりありまして、貸した貸さないですとか、あるいは忘れ物をされたりしているトラブルがありまして、こういったことにどのように対応をしていくのかということと一緒に考える時間を持たせていただきました。それから3日目ですが、第5分科会は、図書館サービス研究会ということで、こちらは「図書館の危機管理 法令から考えるトラブル対応」という演題で、千葉県市町村総合事務組合の法務専門員でいらっしゃる、鑑水三千男先生にご講演いただきまして、図書館でも法律に絡むような問題が非常に多く、各現場からの事前アンケートに対する回答というかたちで講演をいただきました。非常にいろいろな質問が出されまして、とても時間内には収まらないということで、後日先生に回答をお送りいただくということで終了となりました。それから第6分科会、こちらは協力担当者会で、「多摩地域の相互貸借と東京都立図書館」ということで、昨年まで都立多摩図書館の館長でいらっしゃいました高木敦子氏に、現在は都立中央図書館の管理部長になられていますが、多摩地域全体で相互貸借を十分機能するような形で取り組んでいくには、どのような問題があるかということを考えながら、ご講演をいただきました。都立図書館も、最近の利用者が減ってきており、レファレンスの相談なども減ってきているという状況がありますので、このところを共に活性化して、どんどん利用して欲しいというご要望をいただいております。

この3日間トータルで、完全に集計しきれていないのですが、550人程度のご参加をいただいたということで、今回が都立多摩図書館が出来てからはじめての大会ということで、盛況のうちに終わることができました。報告は以上とさせていただきます。

会 長： ありがとうございます。ただ今報告のありました図書館大会には、委員（一人）と私が参加しましたので、委員から、何か感想がありましたらお願いします。

委 員： それでは、私は第3分科会と第4分科会に参加させていただきました。第3分科会の講師の先生はとても元気な先生で、とても早口で、私のように、本当にまくし立てるようなお話しで、メモを取る余裕もなく、ただ一番おっしゃったことの中で心に残っているのが、埼玉県では公立図書館と県立高校の図書館の方は、専任専門、そして正規で雇用しているというお話、ただ市立の学校では、1人で4校を兼任しているようなところもあれば、1日4時間と限定されているところ、こうなってくると東大和と同じような感じなのですが、やはり、難しいことがあるというお話をされていました。そのお話の中で、学校の

図書館に関して、ボランティアが問題なんですよとおっしゃった時には、ちょっと息をのんで、いや私もそのひとりですけれども、と言いたいのを我慢してきました。お話の中で、小学校時代に本を手渡して、本を読める子どもを育てるということがとても大事であると。そのためには、その子どもたちに寄り添う人、それはやはり専門で専任で正規の方。その方がいるということが必要なのだということをおっしゃっていました。子どもの読む力とか生きる力というものを育む場が、学校の図書館であるという。本当に、今私も自分で文庫をやったり、子どもたちと学校の本の読み聞かせなどに関わっていく中で、本を本当にその子に手渡す。目の前で、これは「どう」と手渡すということの大切さは、やはりとても大事であるなと感じて帰ってきました。あと、第4分科会の障害者サービスなのですが、これは本当に自分の親がそういう歳になってきて、絵本を見せてあげたいなと思っても、字が大きくて絵も大きいものというのは、本も大きくなるので重くて、自分では持てない。小さな本だったら軽くていいのだけれども、なかなか母に絵本を手渡すということができなくて、今悶々としていましたので、この認知症というお話を聞きたくて参加させていただきました。この中で、「認知症にやさしい図書館のガイドライン」というお話がありまして、それが1から7までであるということで、ネットで調べられますと言われましたので、この辺の資料も取ってみて、しっかりいろいろ考えていきたいなと思いました。やはり認知症の方が図書館に来て、楽しい時間を上手に過ごせる。そのためには、それは図書館の職員の方たちが、どのようなサポートをしてくださるのかという、その辺のところにも関わってくるので、いずれは自分も行く道だなと思いつつながら、本当にとってもとても大事なことなんだということを感じて帰ってまいりました。以上です。

会長： ありがとうございます。私も参加させていただいて、沢山の参加者があって、本当に盛会で、当番市としての準備に携わってこられた館長や職員の皆様に、ご苦労様でしたと申し上げたいと思います。私が障害者サービスの、「認知症にやさしい図書館超高齢社会における図書館の役割を考える」の分科会に参加して、専門的なお話を伺って、いろいろなことを知ることができたのですけれども、その中で、意外と見落としそうな、認知症にやさしい図書館を考えるためには、認知症という病気を、まず正しく知ることからである、という講師のおっしゃった言葉が今とても印象に残っています。本当に、そういう病を理解するということが難しいことだと思うのです。自分もいずれは

なるのかもわからないですし、なってしまった人も、それが苦しいことでもありますので、いろいろ思いやって、その状態を知って、では図書館はどうしていくのかと考えていけたらいいと思いました。以上、ご報告させていただきます。

それでは、今回は第17期図書館協議会の任期の中で、最後の協議会となりますので、ご出席の委員の皆様から、一言ずつ頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

委員： はい。今回、諮問と答申という、正式な重大な課題がありましたので、5回も集まりました。そして深い話し合いができたので、皆さん方に私のほうからもお礼を申し上げたいと思います。良い勉強をさせていただきましてありがとうございます。その中で、諮問事項の開館時間とか、時刻とか時間とか曜日とかが中心の諮問内容ですけれども、図書館の事務の方たちも一生懸命、司書の方ももちろん含めてですけれども、頑張って図書館奉仕をされているという姿がよくわかって、大変ご苦労様でしたということは申し上げたいと思います。その中で、いろいろな資料を見させていただいて、ローテーションとか、他市との違いとかも一覧表にまとめてあるものを見させていただいて、頑張っていること、一生懸命やっているなということはもちろん評価をするし、わかるのですよね。ただ、その何十年も組織として動いていますと、やはり改善に改善を重ねてきたことが最高であって、もう動かないのだという意識になりがちなのですよね。これはどんな組織でもそうですよ。雑に仕事をしているわけではない。改善を重ねて、内部の打ち合わせを重ねてこの制度ができたのに、ちょっと考えてみろと言われても、もうさんざん考えましたよと。そういうことになると思うので、それをやるともう止まると思うのですよね。ですから、相互の図書館の間の移動なんかも、小さな市だと書いてもありますから、なんとかそこはできるのではないかなと思うけれど、これは所詮外部の我々が見て、なに自転車で行けば3分だろうとかと思うけれども、いやそういう訳にいかないのですよという理屈が成り立つと思う。それは現場で仕事をされている方には反論の理由なんていうのは20も30も見つかるはずなのですけれども、それをいつまでもやっている、やはり市民の要望というのに応えきれなくなるだろうと思っているのですよね。ですから、一回頭を柔らかくして、もう一回考え直してみようかというようなことも、今すぐということじゃありません。常時そういうことを考えていかないと、では外部委託だとか、指定管理者だとかいう、ある意味ではかなりちゃぶ台返しみたいなことになるのですよね。それを良いとはもちろんこの答申には書かれ

てはいませんが、そういう考えが成り立つようにしないように、柔らかくやっていったらどうでしょうかというのを、最後ひとつ考えている部分です。ちょっと疑問が残っているかなという部分があります。それから、この諮問の書き方も複雑な二重構造になっていましてね、直接のことは今のことを聞いているのですけれども、その背景がありますよという書き方をされて、この会でも背景の部分の勉強、議論がかなり多かったですよね。指定管理者制度そのものはどうなのかとか、これを本市に当てはめたらどういうことになるのだろうかということを、十分勉強いたしました。ほかの、例えば体育館の運用とかとちょっと違う部分が図書館はありますから、そのところが一般論ではいかないだろうということで、勉強させていただきました。図書館の選書ですよね。それが図書館のある意味大きな使命というか、使命に係るもののひとつの柱だと思います。選書が指定管理者に行われるようになったらどうかということを、そのようなこと書かれてはいないのですけれどもね、諮問には書かれていないのですけれども、そこまで勉強しましたということですよ。儲け主義の人が集まれば、では立派な図書館なのかと、そういうわけではもちろんないでしょうということなども勉強しましたし、その選書をきちんと確保されるためにはどうすべきなのか、いろいろな途中の議論もしましたけれども、大変勉強になりました。また経費とか人材の確保、それから研修機会の確保とか、採用する人の質の問題ですよ。そういうことも、指定管理になるといろいろ問題があるかもしれないということで勉強してきましたけれども、それは所詮、出発点は経費ですよ。経費と市民の要求とのバランスの問題なので、もし本当に市民の要望を取り入れるのであれば、これは全部取り入れる訳では絶対ないのですけれども、もしこれをやるならいくらかかるという計算をして、説得していかなければいけないと思うのですよね。早く開けるとか、夜中でも読めるようにしてくれとか、そういうことになると、財源というのは限りがあるのですよ。ただ、一般論でそう言っても、高齢者は早く起きちゃうんだよとか、そういうことを言っていますとね、際限もなく広がる。根拠をきちんと示して、市民の皆さんの理解を得ないと、やはり難しい時代が来ているのだらうなと思います。所詮行政はお金がかかるのだし、そのお金がかかるのをどこまで市民全体が飲み込むかということに尽きますよね。市民の要求が多くなって、予算たくさんあって、予算がなくなればやはり、さっき言ったような指定管理制度みたいなものができたのだから、これを使ってはどうかという議論が、これは起こってきますけれど、そこには大きな問題が隠れていますよということ、

行政の立場からも、機会があったら言わないと、図書館に向いていないと思われる指定管理制度でも入れざるを得なくなる時代がきてしまうのではないかなと、そんな危険性を感じた会議でした。ただ今回はそこまで多分いかに済むのではないかとという答申になりましたけれども、そのことを考えて、内部の考え方と、市民へのアピールと、その2点が今後残る課題だったのかなと、そのようなことを思っております。いずれにしましても良い勉強会でした。ありがとうございました。

会 長： ありがとうございます。では委員、どうぞ。

委 員： 私は記憶が正しければ2004年だったと思いますから、7期で14年の期を終えさせていただこうとするところなのですけれど、この間、あまり大した提言もできず、お役に立てたような感じではないのですけれども、ここ1年半くらいは、少し真面目に図書館のことを考えるような機会が与えられて、非常にありがたい思いをしております。指定管理者制度の問題以前に、私は図書館というものは何なのかということをもっと突き詰めて考えていく必要があるかと思っていて今、委員さんのほうで、指定管理者制度に対する提言も含めて、申し上げることもないくらい詳細にご説明なされたので、その点は私はもう言及しないで、もう少し図書館というものがどうあるべきかというようなことを、一度原点に戻って考え直してみても、やはりこれは非常に図書館そのものが時間をかけて、創り上げていくものだということ。従ってその遺産である蔵書とか、或いはその義務的な継承、特にこの司書の養成とか、そういうことが非常に重要だし、レファレンスの問題も重要ですし、いろいろ図書館としてやるべきことを、あまり短期的な形でやるのではなくて、長い期間をかけて、いわゆる知的財産の宝庫として長く将来にわたってこれを維持していく。そのためにはやはり公共のそういう後ろ盾が、どうしても必要になると思うのですね。それで、そういうことから考えますと、なかなかこの理想論ばかりは言っておれませんけれども、市民のサービスに応えるという面と、このご時世も、日本も非常に財政難の時代を迎えていて、何も大きなことができなくなりつつあって、その財政的な制約とサービスの向上ということの中で、いろいろ考えていかざるを得ない。そういう中で、可能な限り、この市民と図書館とが一緒になって、大事な遺産を、遺産というかこれからのことも含めて、そういうものを大切に、皆の知的財産として大切にそれを維持していくということが、非常に大事ではないかと考えていて、地域の資料、こういうものも東大和市

独自でいろいろとこれからも発掘して、そういうものをコレクションしていく方向も大いに考えていかなければいけないと思いますし、それから図書を選定、選定が非常に大切だと思うのですけれども、これなども、いろいろ図書館のほうで尽力なさっていることではあるのですけれども、更にそういう選定の基準も見直しをして、行っていく。それで私個人的には、この東大和市立中央図書館というのは素晴らしい図書館だと思っていまして、これをやはり他人の手に渡したくない。やはり非常に公共の市の財産として、末長く維持していただきたいと思います、大雑把な考え方ですけれども、私の希望であります。以上です。

会 長： ありがとうございます。委員どうぞ。

委 員： はい。私も数年前から、この委員の端に座らせていただいているのですけれども、日常の仕事が忙しかったり、家の事情があったりすると、今回のことで夜の会議もございましたけれど、私もなかなか参加することができなくて、ここでご意見申し上げていいのかわかりませんが、やはり私たちが数十年前、学校時代は、図書館は本当に楽しいところで、ほとんどの子どもたちが週末には本を借りて、読んでまた月曜日に戻すみたいな生活がありまして、毎日の生活がメディアではなくて、ゆっくりと流れている時間があったので、本を読む時間も沢山あったのですけれども、今の子どもたちの生活を見ると、追いかけるような毎日をしているので、静かに本を読むという時間もなかなか持つのが多分難しいと、本から離れていくのが仕方がない事情もあり、ここ数年は私もついていけないように、コンピューターで何でもがどんどん進んでしまっていて、辞書を使わないのにはすごく驚きを最近感じて、何でもインターネットで調べると一度でわかってしまうので、本の匂いだったり、手触りだったり、自分の辞書の大切さみたいなものが全くなくなってしまっている時代の中で、私みたいな年代の人間が先のことを考えて、どうやってついていけるのかがすごく自分でも難しいのですけれども、今、美術館でも博物館でも、図書館もそうですけれども、その中にある匂いだったり、物が全く消えてしまうのは、でもこれから宇宙の時代になったらどうなっていくのかなんてというのは、自分のいなくなったあとの世界のことはなかなかわからないのですけれども、でも私は今保育所で仕事しているので、子どもたちにはちゃんと本読みの時間があり、絵本の世界も楽しいし、字を覚えることの楽しさだったりも本の中から入っていますので、あまり本離れが進まない程度に、こういう機会が、機関

が残っていけばいいのかなと思っはおります。

会 長： ありがとうございます。どうぞ。

委 員： この委員に任命されてから、体調を崩しまして、この会も欠席をしたり、任意の会にも出席できず、大変申し訳なく思っています。退職したら、何か図書館の活動に、役立つような活動に参加しようと思っていたのですが、どうもそれも叶わないようですけれど、この私たちの図書館は、職員と共に育てていく協働者であるべきです、というところに共感して、何か私でも協働できる、何かこれからできればと考えています。以上です。

会 長： ありがとうございます。どうぞ。

委 員： はい。私2年前に、昨年度のはじめですね、東大和高校に転入してまいりまして、そこからお声掛けいただいて、この協議会の委員になりまして、ご縁ができた訳なのですけれども、これまでいろいろな学校を回って、この東大和高校に来た訳なのですけれども、学校教育の立場からということで参加させていただいていますが、地域によってやはり雰囲気も違うといひますか、この東大和市に来て、東大和高校に転入してきましたら、館長はじめ市の市立図書館の職員の皆さんに本当にお世話になっている訳ですが、市立図書館と、高校の生徒なり職員が連携した取り組みをさせてもらえるというところが、すごくありがたいと思っはおります。なかなかないことなのですよ。例えば、東大和高校に来て驚いたのは、市立図書館のほうから高校生にお勧めの本の冊子を届けていただいて、生徒分作ってくださる。こういった取り組みがあるところは私初めてです。生徒にも配布しますし、ご紹介いただいた本は図書室、高校の図書館に飾って、生徒が利用するというようなことをやっはしております。逆に、東大和高校の生徒が、図書委員が自分たちで、生徒同士でこれがお勧めだというようなものの冊子を作っているのですけれども、それを僭越ながらという感じですが、図書館にお届けさせていただいて、その本をわざわざ展示して下さって、生徒も非常に励みになっている。こういった交流があるというのはなかなかないことなのです。なので、本当にありがたいなど。それから、授業の一環として図書館見学をさせていただいて、先日も第1回のビブリオバトルの大会をこの中央図書館、この場所で開催されまして、そこに東大和高校生も参加させていただいて、だんだん本を読む機会が減っている時ではあるのですけれども、そうした地道に少しずつ読書というものが近くにあるような形を演出する中で、私のほうで言うと、高校生の生徒が読書により親しめるように、スマホの

時代ですけれども、読書に親しめる環境を整えられたらと思っております。それが東大和市の図書館の皆さんと係る中で、非常にやりやすいところだなと、ありがたいなと感じています。ですから、そうしたことを今後もずっとできるような、運営体制であるといいなと願っている次第です。委員の皆様には本当に、市民ではない立場ですので、最初は実は遠慮していたところもあったのですが、皆様の温かい雰囲気の中で、いろいろ発言させていただけることは非常にありがたかったなと思っております。お世話になりました。ありがとうございました。

会 長： ありがとうございます。では委員、お願いします。

委 員： 今回初めてこちらのお役を引き受けさせていただいて、いっぱいお勉強させていただいて、やはり市民と共にこの図書館が成長していくのに、今回のこの話し合いがとても有効だったのではないかなと思っています。まして今小学校の図書館で働いているのですけれども、いつも図書館の皆さんにはお世話になって、いろいろ資料を集めていただいたり、子どもがこちらのほうで図書館の見学させていただいたり、いろいろ協力していただいているのは本当に助かっておりまして、そういったこともこれからも引き続きずっとしていけるような図書館であってほしいなと思って、願っております。せっかく今、市のほうでも、子育てしやすいとか、地域力とか教育力向上と言っているのは、やはり公共の図書館だからできるとか、公共だから学校と上手く協力していけるということが多いのかなと考えていますので、これからもこのスタイルが続いてくれると嬉しいなと思っております。いろいろお勉強させていただいてありがとうございます。

会 長： ありがとうございます。どうぞ。

委 員： やはり、この間の図書館大会のお話を聞いている時に、はたと気が付いたことがひとつあります。それは、今までこの中央図書館、それから桜が丘ができ、清原ができという中で、図書館の職員にお願いをしてきたことが私いっぱいあるのです。例えば、みずうみ号を学校に持ってきてくださいとか、出前してください、お話し会やってください、ブックトークしてください、読み聞かせ講習会やってください。そういうものを、可能であればお願いしたいのですというお話を持っていくと、検討をして、本当に応えてくださっていたのが、ここ何年かずっと東大和の図書館なのです。そのことを、この間の図書館大会の時に、東大和の図書館は、本当にすごいことをいっぱいやってくださっているのだなというのを、改めて感じました。これはものすごく

誇れることで、でもこれが今、委員がおっしゃったように、公共の図書館であるからできるのだろうなという。本当に、みずうみ号を学校に持ってきてくださいなんて、すごい無謀なお願いだったと思うのですね。でもその時に、やはりその時の館長や、職員の方たちが本当に努力してくださって、すごく驚いたのが、いわゆるみずうみ号の大人の本は全部降ろして、児童書だけを積んで持ってきてくださった。それから、それだけでは足りないということで、体育館にまでも本を運び込んでくださったこともありました。そういうことが、今もまだほかの学校で続いている。これはやはり、すごく誇れることで、ありがたいなと思っています。あとは、平成28年10月の協議会で諮問が出されて、本当に簡単に検討できるような諮問ではなかったのですが、本当に沢山資料を用意していただいたり、多くの方たちからいろいろなご意見をいただいたり、これは、やはり皆さんがこの図書館を大事に思っているからできたことだろうなと思っています。それで、もうとにかくわからないのだけれども何とかしなくてはということで、7回の協議会で、本当に何度も何度も手直し、もう本当にこの諮問の答申書、何回直したかわからないです。直すと今度ほかのところが動いてしまったりということで、本当にパソコンと格闘しながら会長も頑張ってくださいしています。そういう中で、この答申が今日お渡しできるという、この日が迎えられるということは、本当にほっとしております。この答申がどう生かされていくのかなというのは、もう先ほど皆さんもおっしゃっていましたがあれですけれども、でも一市民として一図書館の利用者としてでも、このことはやはり見守っていききたいな。子どもたちに良い本を届けてくださいということも、言い続けていききたいなと思っています。ありがとうございました。

会 長： 皆様、どうもありがとうございました。今期協議会の最重要課題でありました、答申をまとめ上げることができたということで、私はただ今すごくほっとしております。皆さんにご無理を随分申し上げたと思いますが、応えていただいて、ここで皆様に、ご協力に対して、御礼申し上げたいと思います。今回の諮問によって、市民の皆さんが図書館について、深く関心を持ったり、話題にしたりしていただけたのではないかと思いますので、ほかの委員さんもおっしゃっていたように、改めて図書館の意義とか大切さ、そういったものを皆で考えていく機会になってくれたらと思っています。本当に委員と同じ思いで、今後この答申がどのように生かされていくのか、ここにおいでの皆様と一緒に見守っていききたいなと思います。委員としての2年間でした

が、今日のようなこういった時間は、議題を消化するだけに四苦八苦して持てなかつたことが大変残念でしたけれども、任意の集まりの会では、かなり言いたいこととか、こうなのだということを発表してくださっていましたので、そこを頼りに、今日まですることができました。本当にありがとうございました。

7. 閉会

会 長： それでは、以上を持ちまして、本日の議事は全て終了いたしました。長時間にわたりまして、いろいろ貴重なご意見を大変ありがとうございました。では、これを持ちまして、平成29年度第5回東大和市立図書館協議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。